

第 2 部
逐 条 解 説

Chapter 8
刑事訴訟手続の特例
(第 23 条～第 31 条関係)

営業秘密侵害罪(第21条第1項等)に係る刑事訴訟手続については、平成21年改正時の国会における附帯決議等において、公開裁判を通じて営業秘密が公になるとの懸念から、被害者が告訴²⁴³を躊躇していると見られることに鑑み、営業秘密保護のための特別の刑事訴訟手続の在り方等について、早急に対応すべきとの指摘があった。

こうした状況の中で、平成23年改正により、営業秘密侵害罪に係る刑事裁判において営業秘密を保護するための刑事訴訟手続の特例(第6章・第23条～第31条)が設けられた^{244,245}。

なお、この刑事訴訟手続の特例では、被告人の防御権等を不当に侵害することがないような措置が講じられており、また、裁判手続の主要な部分が公開されていることから、刑事被告人の公開裁判を受ける権利の保障(憲法第37条第1項)や裁判公開の原則(憲法第82条)の観点からも問題ないと解される。

第1節 営業秘密の秘匿決定等 (第23条関係)

1 公訴事実に係る営業秘密の秘匿決定(第23条第1項・第2項)

(営業秘密の秘匿決定等)

第二十三条 裁判所は、第二十一条第一項、第三項若しくは第四項の罪又は前条第一項(第三号を除く。)の罪に係る事件を取り扱う場合において、

²⁴³ 前述 Chapter 7 9 (231・232頁)のとおり、平成27年改正前において、営業秘密侵害罪は親告罪であった。

²⁴⁴ 民事訴訟における営業秘密の保護に関しては当事者尋問等の公開停止の規定が設けられているところ(本法第13条)、憲法では、裁判の対審及び判決は公開法廷で行うことを規定し(憲法第82条第1項)、刑事訴訟手続に関しては、被告人の公開裁判を受ける権利を保障していることに鑑み(憲法第37条第1項)、刑事訴訟手続の特例では、裁判公開の要請に応えられる秘匿措置制度及びこれを補完するための期日外手続を設けている。

なお、この特例の創設により、憲法及び裁判所法に基づいて公開停止の措置を講じることができなくなるわけではないものと解される。

²⁴⁵ 平成23年改正法の施行日は、平成23年12月1日であり、刑事訴訟手続における営業秘密の保護の整備に係る規定は、施行日に係属中の訴訟から適用になる。

当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

1 趣 旨

営業秘密侵害罪に係る事件の刑事訴訟手続については、侵害された営業秘密の内容が公になるとの懸念から、被害企業が告訴を躊躇する事態が生じていることが指摘されていた。

このため、裁判所は、被害者等からの申出に応じて、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定（以下、「第1項の秘匿決定」という）をすることができることとされた。

2 要件及び手続

(1) 公訴事実に係る営業秘密（「当該事件に係る営業秘密」）

第1項の秘匿決定は、「当該事件に係る営業秘密」についてすることができる。

「当該事件に係る営業秘密」とは、当該事件の公訴事実に係る営業秘密、すなわち、当該事件における営業秘密侵害罪の訴因で特定された営業秘密（当該事件の起訴状の公訴事実に、侵害された営業秘密として記載されているもの）をいう。

(2) 申出

第1項の秘匿決定は、被害者等から申出があるときにすることができる。

第1項の秘匿決定は、公訴事実に係る営業秘密、すなわち被害者の保有する営業秘密を保護するためになされるものであり、被害者が当該営業秘密の秘匿を望まないのであれば、これを秘匿することなく、通常の公判手続を遂行すべきこととなることから、まずはその申出を経た上で、裁判所が判断することとしている²⁴⁶。

第23条第1項の申出をすることができる者は、当該事件の被害者及びその法定代理人並びにこれらの者から委託を受けた弁護士である。

第1項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない(第23条第2項前段)。この申出は、事件が起訴された後、当該事件が終結するまでの間は、いつでも行うことができるが、秘匿決定の実効性に鑑みると、通常は、起訴後、第1回公判期日前までに行われるものと考えられる²⁴⁷。第1回公判期日前には、裁判所は起訴状以外の資料を有していないことから、裁判所の適切な判断に資するよう裁判所への申出を検察官を通じて行うこととしている。被害者等にとっては、裁判所に対して直接申出をするよりも、捜査段階から通常接触があると考えられる検察官を通じて行う方が、その負担も少なく、秘匿決定に係る手続が円滑に進められると考えられる。

第1項の申出がなされた場合、検察官は、裁判所の適切な判断に資するよう、自らが有する情報や資料を踏まえた意見を付して、裁判所に通知する(第23条第2項後段)。

第1項の申出は、申出人の氏名又は名称及び住所等のほか、当該「事件に係る営業秘密を構成する情報のうち、法第二十三条第一項の決定の対象とすべき事項に係るもの」を明らかにしてしなければならない(不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則(平成23

²⁴⁶ 実務上は、捜査機関(検察官等)に対して、あらかじめ、公開の法廷で営業秘密の内容を秘匿することを希望するか否かを伝えた上で、後日、秘匿決定の申出をするという運用になると想定される。

²⁴⁷ 秘匿決定は、公判前整理手続において行うことができる(不正競争防止法第29条第1号)。

年最高裁判所規則第4号。以下「平成23年最高裁規則」という。)第2条第1項第4号)^{248,249}。

秘匿の対象となる「営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項」とは、例えば、「営業秘密を構成する情報」が「ある薬品を使用すること」であるケースを考えると、当該薬品の名称が秘匿すべき事項の典型となるが、その他にも、当該薬品の性質・属性や仕入先などそれらが明らかにされることによって当該薬品が特定されてしまう事項が含まれる。

秘匿決定は、「営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項」につき、その範囲を定めてなされることから(後述(5)(248頁)参照)、申出は、「営業秘密を構成する情報」を具体的に挙げて行うことが望ましい²⁵⁰。

(3) 相当性(「相当と認めるとき」)

裁判所は、「相当と認めるとき」に第1項の秘匿決定をすることができる。

「相当と認めるとき」とは、申出に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を秘匿する必要性、秘匿により得られる利益の内容・程度、これを公開の法廷で明らかにすることにより得られる利益等を総合考慮し、秘匿の必要性が認められる場合をいう。

(4) 意見聴取

裁判所は、第1項の秘匿決定をするか否かの判断をするに際しては、被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない(検察官の意見については、前述(2)(246頁)参照)。

これは、裁判所が、公訴事実に係る営業秘密の内容の秘匿の可否を判断する

²⁴⁸ 営業秘密とは、種々の情報の集合体であると考えられるところ、例えば、「営業秘密を構成する情報」としてA、B及びCの三つが挙げられる場合に、秘匿を希望するのはAだけなのか、BとCだけなのか、AとBとCの全部なのか、というように秘匿すべき情報を特定・選択して申出をする必要がある。

²⁴⁹ http://www.courts.go.jp/vcms_lf/302002.pdf

²⁵⁰ 例えば、「営業秘密を構成する情報」である物質、加工温度、加工時間等を具体的に明らかにして申出をすることが想定される。もっとも、訴訟当事者間において営業秘密の具体的な内容が特段争点となっておらず、あえて当該営業秘密の内容の詳細を相手方に明らかにする必要がない場合等には、「被害企業A社における製品Xの製造方法」などといったように、その詳細を明らかにすることなく秘匿決定をすることも考えられることから、申出に際し、その旨を希望しておくことも考えられる。

に当たっては、被告人の防御に不利益が生ずるおそれはないかなどの事情を考慮する必要があるためである。

(5) 範囲（「その範囲を定めて」）

裁判所は、「その範囲を定めて」秘匿決定をする。

「その範囲を定めて」とは、秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされる事項の範囲（秘匿の対象となる範囲）を画定することをいう。ここで、秘匿決定の対象を、「当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部」を「特定させることとなる事項」としているのは、属性等により「当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部」が特定できることがあり得ることに配慮したためである²⁵¹。

3 効果等

秘匿決定がなされた場合、その事件の手続は、当該秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項（営業秘密構成情報特定事項）を公開の法廷で明らかにすることなく行われることとなり、必要に応じて、尋問等の制限（第25条）や公判期日外の証人尋問等（第26条）といった措置が講じられることとなる²⁵²。

秘匿決定は、これを行った裁判所に係る審級における審理を対象とするものであり、その効力が及ぶのは当該審級に限られる²⁵³。このため、第一審で秘匿決定がなされていた場合であっても、上級審で引き続き秘匿するためには、各

²⁵¹ なお、申出は、「営業秘密を構成する情報」A、B及びCのうち、A及びBについてのみなされた場合であっても、例えば、裁判所が、Cも含めて秘匿決定をしなければ当該営業秘密を実効的に保護できないと判断したときには、申出をした者に対して、Cの具体的な内容やCを秘匿することに関する意思等を確認するなどした上で、Cも含めて秘匿決定をすることもできるものと解される。

²⁵² 秘匿決定があった場合、検察官は、事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して、営業秘密構成情報特定事項のうち公開の法廷で明らかにされる可能性があると思料するものがあるときは、裁判所及び被告人又は弁護人に対し、これを通知するものとする²⁵³とされている（平成23年最高裁規則第4条第1項）。

²⁵³ 他方、当該審級において一度秘匿決定がなされれば、これが取り消されない限り当該審級の終了までその効力が及ぶため、公判期日ごとに秘匿決定を行う必要はない。

審級において、改めて申出及び秘匿決定がなされる必要がある。

また、裁判所による秘匿決定は、刑事訴訟法第420条第1項にいう「訴訟手続に関し判決前にした決定」に当たることから、同項の規定により、検察官及び被告人又は弁護人は、裁判所による秘匿の決定に対して不服申立て（抗告）はできないものと解される²⁵⁴。

なお、被害者等から申出があったものの、裁判所が、秘匿決定の要件を満たさないと判断した場合には、原則どおり公開の方法で裁判が行われ、却下決定のような特段の決定は行われ²⁵⁵。そして、不服申立ての対象となる処分が存在しないため、申出をした被害者等は不服を申し立てることはできないと考えられるが、いったんは秘匿決定をしないこととされたものの、その後の訴訟の進展により、改めて必要性が認められる場合に、裁判所が被害者等の申出に基づき、改めて秘匿決定を行うことはあり得ると考えられる。

2 被告人等の保有する営業秘密の秘匿決定（第23条第3項）

（営業秘密の秘匿決定等）

第二十三条

3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、

²⁵⁴ 秘匿決定に対する不服申立てを認めない理由としては、①秘匿決定の結果、訴訟関係人の尋問等が制限される場合も考えられるが、こうした場合には、尋問等を制限する裁判長の処分が異議申立ての対象となることから、決定自体を不服申立ての対象とする必要性が低いと考えられること、②裁判所は、秘匿決定をするに当たり、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴くこととしており（第23条第1項の秘匿決定では、同条第2項の規定により検察官の意見が裁判所に通知される）、不服申立てをする必要性が低いと考えられること、③秘匿決定の結果、起訴状の朗読等は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法により行うこととなるが、こうした方法で行うこととしても、被告人の防御等への影響はそれほど大きくはないと考えられることなどが挙げられる。

²⁵⁵ もっとも、裁判所は、秘匿決定をした場合のみならず、秘匿決定をしないこととした場合も、申出をした者にその旨を通知することとされている（平成23年最高裁規則第6条第2項後段）。

当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認める場合であって、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

1 趣 旨

第1項の秘匿決定は、営業秘密侵害罪に係る事件の刑事訴訟手続において訴因で特定された営業秘密を保護することを目的としたものであるが、他方で、このように被害者の保護を図るのであれば、これとの均衡を図る見地から、それ以外の営業秘密であっても、被告人の防御のためにその主張立証が不可欠な営業秘密については、これを手続的に保護する必要が認められる場合がある。

また、被告人の防御のために、訴因で特定された営業秘密以外の営業秘密を手続的に保護するのであれば、さらにこれとの均衡を図る見地から、検察官による犯罪の証明のためにその主張立証が不可欠な第三者の営業秘密についても、これを手続的に保護する必要が認められる場合がある。

このため、裁判所は、検察官又は被告人若しくは弁護人からの申出に応じて、被告人等の保有する営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定（以下、「第3項の秘匿決定」という）をすることができることとされた。

2 要件及び手続

(1) 被告人その他の者の保有する営業秘密

第3項の秘匿決定は、「被告人その他の者の保有する営業秘密」についてすることができる。

「その他の者」としては、例えば、①被告人の勤務先企業、②被害者が考えられる。

すなわち、被告人自身の保有する営業秘密ではないが、被告人がその勤務先企業から秘密を保持しつつ示された営業秘密については、手続的保護がないと、

被告人や被告人側の証人等がその具体的な内容について公開の法廷で供述等を行うことができず、被告人の防御に支障を生ずるおそれがある(上記①)。

また、被害者の保有する営業秘密であっても、訴因で特定された営業秘密以外の営業秘密については、第1項の秘匿決定の対象とならないものの、これが犯罪の証明に必要な場合があり得る(上記②)。

(2) 申出

第3項の秘匿決定は、検察官又は被告人若しくは弁護人から申出があるときにすることができる。

「営業秘密を構成する情報」、「特定させることとなる事項」の意義については、前述 **12(2)及び(5)** (246頁～248頁) 参照。

(3) 不可欠性(犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠)

第3項の秘匿決定をするには、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が「犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠である」と認める場合であることが必要である。

第1項の申出の対象となる「当該事件に係る営業秘密」は、営業秘密侵害罪の訴因で特定された営業秘密であって、犯罪の証明に不可欠であるとい得る。これに対し、第3項の申出の対象となる「被告人その他の者の保有する営業秘密」は、有象無象の営業秘密を広く含むものであって、秘匿措置により保護すべき営業秘密を、刑事訴訟手続における主張立証の必要性の観点から適切な範囲に限定する必要があるため、当該営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であることを必要としている。

(4) 要保護性(当該営業秘密に基づく事業活動に著しい支障を生ずるおそれ)

第3項の秘匿決定をするためには被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が「公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがある」と裁判所が認める場合であることが必要であ

る。

第1項の申出の対象となる「当該事件に係る営業秘密」は、営業秘密侵害罪の訴因で特定された営業秘密であり、既に、検察官により、他者に侵害されているものと認められて公訴提起されているものであるため、当該営業秘密を構成する情報を特定させることとなる事項が公開の法廷で明らかにされた場合には、被害者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれは典型的に高いといえる。これに対し、第3項の申出の対象となる「被告人その他の者の保有する営業秘密」は、有象無象の営業秘密を広く含むものであって、秘匿措置により保護すべき営業秘密を、営業秘密の要保護性の観点から適切な範囲に限定する必要があるため、当該営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあることを必要としている。

なお、「著しい支障を生ずるおそれ」が認められるか否かは、「当該営業秘密に基づく」事業活動につき判断されるものである。したがって、当該営業秘密が、保有者が多角的に展開する事業活動のうちのごく一部に用いられているにすぎない場合であっても、当該一部の事業活動に「著しい支障を生ずるおそれ」が認められれば足りるものと考えられる。

(5) 相当性（「相当と認めるとき」）

裁判所は、上記(3)及び(4)の要件に加え、「相当と認めるとき」に第3項の秘匿決定をすることができる。この点につき、前述¹2(3) (247頁)参照。

(6) 意見聴取

裁判所は、第3項の秘匿決定をするか否かの判断をするに際しては、申出をした者の相手方²⁵⁶の意見を聴かなければならない。

これは、裁判所が、被告人その他の者の保有する営業秘密の内容の秘匿の可否を判断するに当たっては、(被告人又は弁護人の申出に基づく場合には)犯罪

²⁵⁶ 検察官が申出をした場合は被告人又は弁護人が、被告人又は弁護人が申出をした場合は検察官が、それぞれ「相手方」となる。

の証明に支障が生ずるおそれはないか、(検察官の申出に基づく場合には)被告人の防御に不利益が生ずるおそれはないかなどの事情を考慮する必要があるためである。

3 効果等

前掲 **13** (248・249頁) を参照されたい。

3 呼称等の決定 (第23条第4項)

(営業秘密の秘匿決定等)

第二十三条

4 裁判所は、第一項又は前項の決定(以下「秘匿決定」という。)をした場合において、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項(秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいう。以下同じ。)に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現を定めることができる。

1 趣 旨

秘匿決定がなされた場合、その事件の手続は、営業秘密構成情報特定事項(秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項)を公開の法廷で明らかにすることなく行うこととなる。

もっとも、訴訟関係人が公開の法廷で行う尋問、陳述等において営業秘密構成情報特定事項について言及する必要があることが想定され、その場合、当該事項に係る表現を、一般には当該事項が明らかとならず、かつ、訴訟関係人全員が統一的に使用・理解することができる別の表現に置き換えることができれば、当該事項を公開の法廷で明らかにすることなく当該尋問、陳述等をする

ことができる。

このため、裁判所は、必要があると認めるときは、営業秘密構成情報特定事項に係る名称その他の表現に代わる呼称その他の表現（呼称等）を定めること（以下、「呼称等の決定」という）ができることとされた。

「営業秘密構成情報特定事項……に係る名称その他の表現」とは、営業秘密構成情報特定事項の内容に含まれる事物の名称（事物を示す表現）の他、その属性、性質等を示す形容表現等をいう。

「名称その他の表現に代わる呼称その他の表現」とは、営業秘密構成情報特定事項の内容に含まれる事物の名称や、その属性、性質等を示す形容表現等に代えて、公開の法廷で用いるべきものとして裁判所により定められる表現（言い換え表現）をいう。

なお、裁判所は、呼称等の決定をするにあたっては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

2 呼称等の定め方

「名称その他の表現に代わる呼称その他の表現」は、営業秘密構成情報特定事項に関する尋問、陳述等を、公開の法廷において当該事項を明らかにすることなく行うことを可能とするために定められる言い換え表現であるため、言い換えの対象となる「名称その他の表現」が名称であれば名称として定め、形容表現であれば形容表現として定めることにより、訴訟関係人の尋問、陳述等が円滑に行われるよう配慮する必要がある。

具体的には、営業秘密に係る製造方法について「本件製造方法」、当該製造方法において用いる金属について「金属A」、当該金属の有する性質について「特性Bを有する」、当該金属を専門的に取り扱う業者について「C社」といったように呼称その他の表現を定めることが想定される。

営業秘密を構成する情報である特定の物質が金属であるということ自体が営業秘密構成情報特定事項に該当する場合には、「金属A」といったように「金属」との文言を用いた呼称を定めるのではなく、「物質A」といったようにより抽象化した文言を用いた呼称を定める必要がある。

なお、本項の規定により呼称等の決定をするに当たっては、裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対して、尋問すべき事項等の要領を記載した書面の提示を命ずることができる(本法第27条)。

さらに、裁判所は、検察官や法第23条第3項の申出をした者に対して、呼称等の決定の対象とすべき営業秘密構成情報特定事項に係る名称その他の表現等、呼称等の決定に当たって参考となる事項を記載した書面の提出を求めることができる(平成23年最高裁規則第5条)。

4 決定の取消し(第23条第5項)

(営業秘密の秘匿決定等)

第二十三条

5 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当でないと認めるに至ったとき、又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百十二条の規定により罰条が撤回若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなったときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定(以下「呼称等の決定」という。)の全部又は一部を取り消さなければならない。

第23条第1項又は第3項の規定により秘匿決定がなされた場合であっても、営業秘密構成情報特定事項を秘匿することが相当でないと認めるに至ったとき、又は当該事件がそもそも営業秘密侵害罪に係る事件に該当しなくなったときは、同条第1項又は第3項に定める秘匿決定の要件を満たさず、秘匿決定を維持することが適切でないと考えられることから、裁判所は秘匿決定及びこれを前提とする呼称等の決定を取り消さなければならないこととしている。

なお、審理の円滑な進行のために一度した呼称等の決定(第23条第4項)を取り消したり、変更することは、通常の決定と同様に、特別な規定を置かなくても当然になし得ると考えられる。

第2節 起訴状の朗読方法の特例 (第24条関係)

(起訴状の朗読方法の特例)

第二十四条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第二百九十一条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならない。

□ 趣 旨

刑事訴訟手続において、起訴状は、刑事訴訟法第291条第1項の規定により、公判廷で朗読しなければならないとされているが、この起訴状に営業秘密構成情報特定事項が記載されている場合には、その朗読によって当該事項が公開の法廷で明らかにされるおそれがある²⁵⁷。

このため、秘匿決定があった場合は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法により起訴状の朗読を行うこととされた。

「営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法」としては、例えば、呼称等の決定により定められた呼称等を用いて朗読することが考えられる²⁵⁸。

第3節 尋問等の制限 (第25条関係)

²⁵⁷ なお、公判前整理手続調書等の朗読又は要旨の告知、訴因又は罰条を追加、撤回又は変更する書面の朗読、判決の宣告などについても、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法により行うこととされている（平成23年最高裁規則第7条第1項）。

²⁵⁸ 被告人に対しては、刑事訴訟法第271条第1項の規定により、あらかじめ起訴状の謄本が送達される他、不正競争防止法第24条の規定に基づき営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で起訴状が朗読される場合には起訴状を示さなければならないこととされていることから（同条後段）、被告人が審理対象を理解できないといった事態は考えられず、その防御権を侵害することとはならないと解される。

(尋問等の制限)

第二十五条 裁判長は、秘匿決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合を除き、当該尋問又は陳述を制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても、同様とする。

2 刑事訴訟法第二百九十五条第四項及び第五項の規定は、前項の規定による命令を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかった場合について準用する。

1 趣 旨

刑事訴訟手続においては、公開の法廷で訴訟関係人²⁵⁹による尋問及び陳述並びに被告人質問（被告人に対する供述を求める行為）が行われることが想定されるが、これら尋問等が営業秘密構成情報特定事項にわたる場合には、当該事項が公開の法廷で明らかにされるおそれがある。

このため、秘匿決定があつた場合において、裁判長は、営業秘密構成情報特定事項にわたる尋問等を制限できることとした。

2 制限の対象となる尋問等

第25条第1項の制限（以下、「尋問等の制限」という）の対象となる「訴訟関係人のする尋問又は陳述」としては、例えば、

- ①検察官による冒頭陳述，論告
- ②被告人又は弁護士による罪状認否，弁論，最終陳述

²⁵⁹ 不正競争防止法第25条第1項にいう「訴訟関係人」は、検察官，被告人，弁護士，特別弁護人（刑事訴訟法第31条第2項），補佐人（同法第42条），被告人が法人である場合の代表者等当事者に準ずる者（同法第27条から第29条まで，第283条），証人，鑑定人，通訳人，翻訳人を指すと解される。不正競争防止法第27条にいう「訴訟関係人」も、同様である。

- ③ 検察官、被告人又は弁護人の証人等に対する尋問
- ④ 証人等の証言
- ⑤ 被告人の供述

等が考えられる。

同項後段の「訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為」とは、検察官、弁護人等が被告人に対して質問を発する行為をいう。

3 制限することができない場合

尋問等の制限は、「犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合又は被告人の防御に実質的な不利益を生ずるおそれがある場合」には、することができない。

「犯罪の証明に重大な支障を生ずる」又は「被告人の防御に実質的な不利益を生ずる」とは、尋問等が制限されると、単に尋問等の仕方を工夫しなければならないという程度の不自由を受けるにとどまらず、犯罪の証明をする上で重要な事実の立証が困難となること又は被告人の防御上必要な特定の事実の主張立証が困難となるなどの不利益を生ずることをいう。

もっとも、このようなおそれがあらかじめ想定される場合には、これを未然に防ぐため、裁判所は、訴訟当事者に対して尋問すべき事項等の要領を記載した書面の提示を命じる（第27条）などした上で、必要に応じて呼称等の決定（第23条第4項）や公判期日外の証人尋問等（第26条）といった措置を講じることが考えられる。

4 処置請求

尋問等の制限を受けた検察官又は弁護士である弁護人がこれに従わなかった場合には、裁判所は、処置請求をすることができる（第25条第2項）。

処置請求とは、「検察官については当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、弁護士である弁護人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求すること」（刑事訴訟法

第295条第4項)をいい、この請求を受けた者は、そのとった措置を裁判所に通知しなければならない(同条第5項)。

第4節 公判期日外の証人尋問等(第26条関係)

(公判期日外の証人尋問等)

第二十六条 裁判所は、秘匿決定をした場合において、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人を尋問するとき、又は被告人が任意に供述をするときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたり、かつ、これが公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。

2 刑事訴訟法第一百五十七条第一項及び第二項、第一百五十八条第二項及び第三項、第一百五十九条第一項、第二百七十三条第二項、第二百七十四条並びに第三百三条の規定は、前項の規定による被告人の供述を求める手続について準用する。この場合において、同法第一百五十七条第一項、第一百五十八条第三項及び第一百五十九条第一項中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第一百五十八条第二項中「被告人及び弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人及びその弁護人」と、同法第二百七十三条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第二百七十四条中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第三百三条中「証人その他の者の尋問、検証、押収及び搜索の結果を記載した書面並びに押収した物」とあるのは「不正競争

争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の結果を記載した書面」と、「証拠書類又は証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。

1 趣 旨

秘匿決定がなされた場合であっても、丁々発止のやり取りが行われ得る証人等の尋問²⁶⁰や被告人の供述を求める手続(以下「被告人質問」という)に関しては、例えば、証人が営業秘密構成情報特定事項にとっさに言及するなど、尋問等の制限(第25条第1項)を、実効性をもって行うことが困難な場合や、逆に、呼称等の決定(第23条第4項)や尋問等の制限(第25条第1項)を踏まえて、訴訟関係人が尋問又は供述を躊躇したり、萎縮したりして十分な尋問又は供述をすることが困難な場合が想定される。

このため、秘匿決定をした場合において、裁判所は、一定の要件が認められるときには、公判期日外において証人等の尋問又は被告人質問をすることができることとされた。

なお、公判期日外の証人尋問は、従前から、刑事訴訟法第158条及び第281条の規定により認められている。しかし、これらの規定は、証人の重要性や年齢等、証人の属性を考慮して、公開の法廷では尋問を適正になし得ない状況を踏まえ、これを適切に行うために設けられた規定であるのに対し、本条の公判期日外の証人尋問等は、営業秘密の内容が公開の法廷で明らかにされることのないよう営業秘密を保護しようとするものであって、その趣旨・目的を異にし、考慮すべき要素も異なることから、新たに規定を設けることとした²⁶¹。

2 要件及び手続

裁判所は、次の1～3の要件をすべて満たす場合にのみ公判期日外の証人尋問等を行うことができる。

²⁶⁰ 証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対する尋問をいう。

²⁶¹ 公判期日外の被告人質問については、現行刑事訴訟法上、これを行い得るとした明文の規定はないものの、裁判長の訴訟指揮等を根拠に認められると考えられる。

1 尋問、供述等が営業秘密構成情報特定事項にわたるおそれ

「証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の尋問若しくは供述又は被告人に対する供述を求める行為若しくは被告人の供述が営業秘密構成情報特定事項にわたる(る)……おそれがある(る)……と認めるとき」。

2 当該営業秘密に基づく事業活動に著しい支障を生ずるおそれ

「これ²⁶²が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがある(る)……と認め」られるとき、すなわち要保護性が認められるとき。

なお、ここで「著しい支障を生ずるおそれ」としているのは、公判期日外の証人尋問等をする場合としては、単に営業秘密が明らかとなって被害者等が困惑するといったような、およそ何らかの支障が生ずるおそれがあるということでは足りず、当該営業秘密に基づく事業活動に著しい支障が生じるおそれがある場合を想定しているためである。

3 これを防止するためやむを得ない

「これを防止するためやむを得ない」とは、呼称等の決定(第23条第4項)、尋問等の制限(第25条第1項)といった措置によっては、証人等の尋問、供述等がわたるおそれのある営業秘密構成情報特定事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく事業活動に著しい支障を生ずるおそれに適切に対処できず、これに適切に対処するためには本条の公判期日外の証人尋問等を実施せざるを得ないことをいう(いわゆる補充性の要件を定めたものである)。

²⁶² 証人等の尋問若しくは供述又は被告人の供述を求める行為若しくは被告人の供述がわたるおそれのある営業秘密構成情報特定事項を指す。

4 意見聴取

裁判所は、本条の規定により証人尋問等を公判期日外においてする旨を定めるか否かの判断をするに際しては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。

なお、本条の規定により証人尋問等を公判期日外においてする旨を定めるに当たっては、裁判所は、尋問すべき事項等の要領を記載した書面の提示を命ずること（第27条）が可能である。

3 公判期日外の証人尋問等を行った場合の証拠調べ

本条の規定により公判期日外の証人尋問等を行った場合には、その後、公判期日において、その結果を記載した書面を取り調べることとなる（刑事訴訟法第303条参照）。

当該証人尋問等において行われた尋問、供述等が、呼称等の決定のなされていない営業秘密構成情報特定事項にわたっており、かつ、その結果を記載した書面の取調べにより公開の法廷で当該事項が明らかになるおそれがある場合には、その取調べをする前に、呼称等の決定を行って当該事項に係る名称等に代わる呼称等を定めることにより、秘匿の実効性を確保することが考えられる。

4 公判期日外の被告人質問に関する準用規定について

本法第26条の規定による公判期日外の被告人質問については、刑事訴訟法第157条第1項及び第2項、第158条第2項及び第3項、第159条第1項、第273条第2項、第274条並びに第303条の規定が準用される（本法第26条第2項）。

被告人質問については、刑事訴訟法には同法第311条第2項の規定が置かれているにすぎないところ、本法第26条により公判期日外の被告人質問に係る規定を設けるに当たっては、①当事者の立会権・質問権、②手続の結果の取調べ方法、③被告人の出頭の確保等の手続事項につき規定を設けて明らかにしてお

く必要がある。したがって、刑事訴訟法に設けられている、公判期日外の証人尋問に関する規定(同法第157条第1項及び第2項、第158条第2項及び第3項、第159条第1項並びに第303条)、被告人の公判期日の召喚に関する規定(同法第273条第2項及び第274条)に定める手続と同様の取扱いをすることとした。

第5節 尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令 (第27条関係)

(尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示命令)

第二十七条 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

□ 趣 旨

秘匿決定のなされた事件においては多数の呼称等を定める必要がある事案も想定され、その場合、呼称等の決定を正確に漏れなく行うためには、裁判所において、訴訟関係人のする尋問等が、営業秘密構成情報特定事項のうち、いかなる事項に、いかなる態様でわたるおそれがあるのかをあらかじめ把握しておく必要がある。

この点は、証人尋問等を公判期日外においてする旨を定めるか否か(第26条)の判断についても同様であり、この判断を適切に行うためには、当該証人尋問等においてなされる尋問等が、営業秘密構成情報特定事項のうち、いかなる事項に、いかなる態様でわたるおそれがあるのかをあらかじめ把握しておく必要がある。

このため、裁判所は、これらの判断に必要な場合には、検察官及び被告人又

は弁護人に対し、尋問すべき事項等の要領を記載した書面の提示を命ずることができることとした。

このような制度を設けることにより、裁判所が事前に訴訟関係人の陳述等を把握した上での的確な呼称等を定めることが可能になるため、審理の途中で、再三にわたり、異議の申出がなされたり、呼称等の決定を行ったりすることなどが避けられると考えられ、審理の円滑な進行に資するものと考えられる。

第6節 証拠書類の朗読方法の特例 (第28条関係)

(証拠書類の朗読方法の特例)

第二十八条 秘匿決定があったときは、刑事訴訟法第三百五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行うものとする。

□ 趣 旨

刑事訴訟手続において、証拠書類は、刑事訴訟法第305条第1項又は第2項の規定により、公判期日において朗読しなければならないとされているが、この証拠書類に営業秘密構成情報特定事項が記載されている場合には、その朗読によって当該事項が公開の法廷で明らかにされるおそれがある。

このため、秘匿決定があった場合においては、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法により証拠書類の朗読を行うこととされた。

「営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法」としては、例えば、呼称等の決定により定められた呼称等を用いて朗読することが考えられる。

第7節 公判前整理手続等における決定 (第29条関係)

(公判前整理手続等における決定)

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

- 一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれらの決定を取り消す決定をすること。
- 二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めること。

趣 旨

秘匿決定及び呼称等の決定並びにこれらの決定を取り消す決定(第29条第1号)、さらに証人尋問等を公判期日外においてする旨を定めること(第29条第2号)については、公判前整理手続及び期日間整理手続²⁶³において行うことができることを明らかにした。

第8節 証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請
(第30条関係)

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十条 検察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき

²⁶³ 公判前整理手続とは、充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うため、第1回公判期日前に、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として行われる手続である(刑事訴訟法第316条の2乃至第316条の27及び第316条の29乃至第316条の32)。期日間整理手続とは、審理の経過に鑑み必要と認められるときに、第1回公判期日後に、事件の争点及び証拠を整理するための公判準備として行われる手続である(同法第316条の28及び第316条の29乃至第316条の32)。

は、相手方に対し、その旨を告げ、当該事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることを求めることができる。ただし、被告人に知られないようにすることを求めることについては、当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。

2 前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟法第二編第三章第二節第一款第二目（同法第三百十六条の二十八第二項において準用する場合を含む。）の規定による証拠の開示をする場合について準用する。

1 趣 旨

検察官又は弁護人の請求に係る証拠書類又は証拠物は、刑事訴訟法第299条第1項の規定により、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならないとされている（証拠開示）が、これら証拠書類等に営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項が含まれる場合には、その開示を受けた相手方を通じて当該営業秘密の内容がみだりに他人に知られるおそれがある²⁶⁴。

このため、検察官又は弁護人は、証拠開示の際、相手方に対し、当該事項がみだりに他人に知られないようにすることを求めること（以下、「秘匿要請」という）ができることとした。

2 要件及び手続

本条の秘匿要請は、営業秘密侵害罪に係る事件について証拠開示をする際、「第二十三条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は

²⁶⁴ なお、刑事裁判が終結した後の訴訟記録については、当該記録を保管する検察官（保管検察官）に対して閲覧請求がなされた場合、当該検察官が、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧を許可するか否かを判断することとなる。

保管検察官において、当該記録を閲覧させることにより当該記録に記載等されている営業秘密に基づく被害企業等の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるものなどについては、刑事確定訴訟記録法の定める一定の事由がある場合を除き、閲覧を不許可としたり、又は一部を不許可としてその該当部分をマスキングした記録のみを閲覧させたりする等の措置をとることが可能である。

一部を特定させることとなる事項が明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるとき」にすることができる(「著しい支障」については、第26条第1項の解説(前述第4節²2(261頁))参照)。

第23条第1項に規定する営業秘密とは「当該事件に係る営業秘密」(同項)、すなわち訴因で特定された営業秘密を指し、同条第3項に規定する営業秘密とは「被告人その他の者の保有する営業秘密」(同項)を指すが、本条の秘匿要請をするために、同条第1項又は第3項の秘匿決定がなされていることは要しない。

「当該営業秘密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれ」があるとき、すなわち要保護性が認められるときに、秘匿要請をすることができる。

3 効果等

本条の秘匿要請がなされた場合、「犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に関し必要がある場合」を除き、秘匿要請を受けた相手方は、当該営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を関係者に知られないように配慮すべき義務を負う。

この義務に違反した結果、被害者等の事業活動に支障が生じた場合には、民法第709条の不法行為又は本法の営業秘密に係る不正競争(第2条第1項第4号～第9号)に該当する場合がある他、所定の要件を満たせば営業秘密侵害罪が成立する場合もあると考えられる。

本条の秘匿要請は、「関係者(被告人を含む。)に知られないようにすることを求めることができる」としており、この「関係者」には、被告人が含まれる²⁶⁵。

²⁶⁵ 被告人については、公訴の提起があったときに裁判所から起訴状の謄本が送達されることから、起訴状に記載された事項については当然これを了知していると考えられるため、被告人に知られないようにすることを求めることができるのは、「当該事項のうち起訴状に記載された事項以外のものに限る。」(第30条第1項ただし書)とされている。起訴状には営業秘密に

本条が適用される具体的な場合として、公訴事実に係る営業秘密（第23条第1項に規定する営業秘密）について、その秘密管理性のみが争点となっている事案において、検察官が弁護人に対し、当該営業秘密の詳細な内容が記載された証拠書類を開示する際に、当該営業秘密の詳細な内容を関係者に知られないように求める場合などが考えられる。

なお、被告人の防御に関し必要があるときには、被告人にその内容を知らせなければならない。

第9節 最高裁判所規則への委任 (第31条関係)

(最高裁判所規則への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第二十三条から前条までの規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

□ 趣 旨

第23条から第30条までの規定の実施に関し必要な事項については、最高裁判所規則で定めることとした。

具体的には、新たに「不正競争防止法第二十三条第一項に規定する事件に係る刑事訴訟手続の特例に関する規則」（平成23年最高裁判所規則第4号）が制定された。

この刑事訴訟手続の特例の措置が実効的かつ適切に講じられるためには、秘匿の対象となる営業秘密を保有する被害企業等から十分な協力がなされること

つき「製品Xの製造方法」などと抽象的に記載されているにすぎない場合には、当該製造方法に係る材料、加工温度、加工時間等といった「営業秘密を構成する情報」を特定させることとなる事項は、起訴状に記載されていないこととなるため、「起訴状に記載された事項以外のもの」に該当し、第30条の秘匿要請の対象となる。

が前提となることを踏まえ、平成28年2月に策定された「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」の参考資料6においては、被害企業等が、いつ、どのような協力をすべきかについてイメージしやすいように、秘匿措置を講じる場合の刑事訴訟手続の一連の流れや秘匿の申出書等の記載例が示されているので、参考にされたい²⁶⁶。

²⁶⁶ 同参考資料6は、経済産業省ホームページに掲載している (<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/reference6.pdf>)。

